

令和2年5月7日

東久留米市内の保育園に
乳幼児が在籍する保護者 各位

東久留米市子ども家庭部長 長澤 孝仁

5月11日以降の市内保育園の対応について

日頃より東久留米市の保育行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
保護者の皆様におかれましては、これまでの間、登園自粛にご協力いただき改めて御礼申し上げます。

このことに係る5月11日（月）以降の対応について、引き続き保育等の提供を縮小して実施することといたしますので下記の通りお知らせします。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、園児の健康と安全を守るために、ご家庭での保育にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 現在の状況について

市内の保育園等については、多くの保護者の皆様に、登園自粛にご理解、ご協力をいただき、真にやむを得ない理由により保育を必要とする園児のみに保育を縮小させていただいております。このことにより全体の8割程度の園児が登園の自粛要請にに応じていただき、3密を避ける工夫が可能となり、可能な範囲で感染拡大防止に向けた対応を図りながら保育等を実施している状況でございます。

2 5月11日以降の対応について

国及び東京都では「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置」の期間を延長し、これまでの取り組みを継続実施することとしました。これを踏まえ市内保育園における「保育の提供を縮小して実施する期間」を5月31日まで延長することといたします。

3 5月31日までの期間に保育園等をご利用できる方について

「縮小した保育等の提供を受けることができる対象」は下記に該当する方となります。

(1) 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者

※保護者全員が(1)の要件に該当し、かつ、保育等の提供を受ける日が勤務日にあたる方が対象となります。

※保護者全員が(1)の要件に該当する場合であっても、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登園自粛要請に係る期間の延長について(依頼)」を勤務先に必ずご提示の上、ご家庭で保育をする必要がある旨、ご調整いただきますようお願いいたします。

※保護者全員が（１）の要件に該当する場合であっても、保護者以外の方がご家庭で保育にあたる場合には、可能な限り登園を控えてください。

※育児休暇中等の方で保護者の方が在宅の場合はご家庭での保育をお願いします。

※在宅勤務等により保護者の方が在宅の場合はご家庭での保育にご協力ください。

（２）上記１以外で、特別な事情がある場合

4 「縮小した保育等の提供を受けることができる対象」の方の手続きについて

5月11日から31日までに、「縮小した保育等の提供を受けることができる対象」の方で、保育等の提供を受ける必要がある方は、5月8日（金）までに利用施設へ、その旨ご相談ください。また5月11日以降の最初の登園日までに、別紙「緊急事態措置に基づく保育の規模縮小期間における保育施設の利用要望書（5月11日から5月31日まで）」を利用保育施設にご提出ください。

※本利用要望書をご提出いただいても、社会情勢や各施設の都合により、保育施設をご利用いただくことができない場合があります。

5 保育料の取り扱いについて

（１）保育料の減額について

令和2年4月7日から5月31日までの期間において、新型コロナウイルス感染拡大防止のために登園を自粛された場合には、自粛いただいた日数に応じて保育料の減額を行います。東久留米市在住の方のみが対象となります。

（２）減額の対象について

①対象となる園児

0歳児クラスから2歳児クラス

②対象となる保育料

令和2年4月7日から5月31日までの期間で、本来保育が必要であったにもかかわらず登園を自粛いただいた日に係る保育料

③減額の方法

日数により日割りで算出

（３）届け出方法について

①届け出方法

「保育所等利用自粛（実績）申出書」に必要事項をご記入の上、ご利用の各施設を通じてご提出ください。

②提出先

ご利用中の各施設

③届出期限

ア 第一期（令和2年4月7日から4月30日までの期間に関するもの）

令和2年5月26日（火）まで

イ 第二期（令和2年5月1日から5月31日までの期間に関するもの）

令和2年6月26日（金）まで

※5月26日までに提出いただいたものについて第1期として処理いたしますが、4月分、5月分をまとめて第二期で申請していただいてもかまいません（本申請を行うためだけに各施設に登園する必要はありません）。

※今後の情勢により変更が必要になった場合には改めて市ホームページなどでお知らせする場合があります。

(4) 保育料の支払いについて

保育料については納付書をすでに発送しておりますので、そちらをご利用いただき一旦お支払いいただいた後、準備が整い次第、充当、もしくは還付させていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により保育料の納入が難しい場合にはお手数をおかけしますが、下記問い合わせ先までご相談ください。

※副食費については現在検討中です。決まり次第ホームページにてお知らせします。

6 育児休暇の延長、求職期間の延長について

保育等の提供を縮小して実施する期間を5月31日まで延長することにより、「就労開始日」や「育児休業からの復職」の6月末までの延期をご検討の場合、個別に市までご相談ください。また、外出自粛要請下における求職活動についても著しく制限を受けることとなるため、期間の延長を希望される方につきましては個別に市までご相談ください。

7 6月以降の対応について

決定した内容につきましては、市ホームページにて随時更新してまいりますので、大変お手数をおかけすることとなり恐縮ではございますが、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。なお、ホームページの閲覧が困難な場合には事前に利用施設までご相談ください。

市ホームページURL (<https://www.city.higashikurume.lg.jp/>)

※保育等の提供を縮小する期間中については、通常とは異なる保育内容となる可能性があることをご承知おきください。

以上

お問い合わせは

子ども家庭部子育て支援課 042-470-7745

緊急事態措置に基づく保育の規模縮小期間における保育施設の利用要望書
(5月11日から5月31日まで)

令和2年 月 日

保育施設長 様

申請者 住所
保護者氏名
電話番号

次の理由で家庭での保育が困難なため、保育施設の利用を要望します。

1 保育施設の利用を要望する理由（当てはまる番号及び職種に○をしてください）

① 保護者全員が（ 医療 交通 金融 社会福祉 ）の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事し、かつ、勤務日にあたり、保護者以外の方も含めて家庭で保育ができないため

② その他の場合（下記に自宅での保育が困難な理由をご記載ください）

（例）ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難なため。等

2 利用児童名

| 児童名 | 在籍クラス |
|-----|-------|
| | |
| | |
| | |

3 利用要望日

ご家庭での保育が困難で保育施設の利用を要望される日に○を記入してください。

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | |
| 5月11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 |
| 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 |
| 25日 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 |
| | | | | | |

※本利用要望書をご提出いただいても、社会情勢や各施設の都合により、保育施設をご利用いただくことができない場合があります。

※保育等の提供を縮小する期間中については、通常とは異なる保育内容となる可能性があります。ことをご承知おきください。

年 月 日

東久留米市長 宛

届出人

住所

氏名

保育所等利用自粛（実績）申出書

新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所等利用自粛に伴う利用者負担額の減額について次のとおり届出します。

| | | | |
|-------------|--|------|--|
| 児童名 | | 生年月日 | |
| 利用施設名 | | | |
| 対象期間 | 令和2年4月7日から4月30日まで | | |
| 理由 | 市からの家庭保育の協力要請に応じ登園を自粛したため。 保育を必要とする日数 【 】日のうち 登園を自粛した日数 【 】日 ※本来保育を必要とする日だったにもかかわらず、登園を自粛した日数を記入してください。 | | |
| 利用者負担額の取り扱い | 減額された利用者負担額について ①引落口座へ還付 ②6月以降の保育料へ充当 を希望 | | |

（計算式）

変更後利用者負担額＝変更前利用者負担額×（開所日数－臨時休園等日数）÷25

施設記載欄

上記児童の期間中登園（出席）日数をご記入ください

施設記入 【 】日

※短時間や半日の登園も1日として計算してください。

施設確認印

※登園自粛を要請する期間が延長となったことから対象期間を4月7日から5月6日までとしていたところを4月7日から4月30日までに変更しました（変更日5月1日）。お手数をおかけしますが様式の差し替えをお願いします。

年 月 日

東久留米市長 宛

届出人

住所

氏名

保育所等利用自粛（実績）申出書

新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所等利用自粛に伴う利用者負担額の減額について次のとおり届出します。

| | | | |
|-------------|--|------|--|
| 児童名 | | 生年月日 | |
| 利用施設名 | | | |
| 対象期間 | 令和2年5月1日から5月31日まで | | |
| 理由 | 市からの家庭保育の協力要請に応じ登園を自粛したため。 保育を必要とする日数 【 】日のうち 登園を自粛した日数 【 】日 ※本来保育を必要とする日だったにもかかわらず、登園を自粛した日数を記入してください。 | | |
| 利用者負担額の取り扱い | 減額された利用者負担額について ①引落口座へ還付 ②7月以降の保育料へ充当 を希望 | | |

（計算式）

変更後利用者負担額＝変更前利用者負担額×（開所日数－臨時休園等日数）÷25

施設記載欄

上記児童の期間中登園（出席）日数をご記入ください

施設記入 【 】日

※短時間や半日の登園も1日として計算してください。

施設確認印

| |
|-------|
| 施設確認印 |
| |